

第七次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和3年度

主要施策

2 精神障害のある人の地域生活の推進

◇精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や、程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

◇また、長期入院精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

◇さらに、精神障害のある人が、自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポートの活動を推進します。

基本施策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

数値目標の評価

(個)

| 年度 | 目標数 | A | B | C | D | E | その他 |
|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 3 | | 5 | 5 | 1 | 1 | | 1 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

主要施策の取組状況等

| | |
|---------|--|
| 令和3年度 | 【取組結果】 (1)地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。 (2)千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議において、現行システムにおける課題や改善点などを議論し、新たな参画医療機関についての検討を行いました。また、関係機関との連携強化を目的とした千葉県精神科救急医療システム連携研究会を開催しました。 |
| | 【取組結果への対応】 (1)引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。 (2)引き続き、千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連絡研修会の開催を通して、精神科救急医療の確保に努めます。 |
| 最終年度の判定 | |
| 令和6年度 | 【第八次計画の方向】 |

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=

「概ね進展が図られています。」

上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」